

青山学院大学剣友会 行動規範（案）

青山学院大学剣友会（以下 剣友会）は、『青山学院大学剣友会会則（以下 会則）』第3条「本会は会員相互の親睦と剣道の研鑽に努め、また進んで後輩の指導にあたり、母校剣道部の発展に寄与することを目的とする。」を基本理念として、常に剣道部ならびに現役剣道部員の模範となりうる組織運営を心掛けなければならない。

また、組織のさらなる存続・発展のためには、法令遵守はもとより、会員一人ひとりが高い倫理観を持って活動する必要がある。

このため、会員が活動全般における基本的使命や社会的責任を十分認識し、その言動や意思決定がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るよう、剣友会は以下の行動規範を定めるものとする。

（会員の善管注意義務）

第1条 剣友会活動において、会則、法令を遵守し、その他青山学院大学（以下 大学）およびその関連組織が所管する規則・ルール等に抵触しないように注意する。

- 2 賄賂や不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する行動はおこなわない。
- 3 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体とは断固として絶縁する。

（会員倫理）

第2条 社会倫理に即し、剣友会の名誉や信用を損なわないよう行動する。

- 2 剣友会の運営等に関する事項について、安易に情報を持ち出さない。
- 3 会員としての立場と個人の立場を区別し、会員活動に私的な問題や利害関係を持ち込まない。
- 4 活動においては社会的良識に従い、誠実な対応をとる。

（会員規律）

第3条 健全な組織運営の維持に関し、人権を尊重し、風通しの良い組織づくりに努める。

- 2 差別の防止やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントの防止に努め、誹謗中傷をおこなわない。
- 3 会員個人のプライバシーは最大限尊重し、不当に侵害しない。
- 4 活動においては、長期的視点で考え、大学、剣道部、その他関連する団体等に貢献できる行動をとる。

(役員の義務)

第 4 条 本行動規範に反する事態が発生したときは、会則に定める役員は、速やかに原因を究明し、再発防止に努める。

2 法令違反やその他の疑義が生じた場合には、役員は速やかに関連各方面に報告するとともに、調査等には積極的に協力する。

3 前項の場合にあっては、各方面への説明責任を遂行し、その権限と責任を明確にした上で自らを含め厳正な処分を行う。

(改廃)

第 5 条 本規範を変更する場合は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

附則

第 1 条 令和 7 年 (2025 年) 4 月 19 日 制定 (予定)